第７号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

住所

商号又は名称

代表者名

電話番号

主任技術者等選任通知書

このことについて、　　年　　月　　日契約に係る　　　　　　　工事に関し、下記の者を選任したので鎌ケ谷市建設工事適正化指導要綱第１２条第２項の規定並びに建設工事請負契約約款第１０条第１項の規定により通知します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現場代理人 | 主 任 技 術 者  監 理 技 術 者  特例監理技術者 | 監理技術者補佐 | 専門技術者 |
| 氏　　名 |  |  |  |  |
| 現 住 所 |  |  |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |
| 資　　格 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 選 任 日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |

※添付書類

（１）主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、

資格を証明する書類の写し（実務経験による場合は実務経験証明書を提出すること）及び

直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し

（２）専任技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による。）

（注）１　主任技術者、監理技術者及び特例監理技術者の欄は、区分に応じて一方を抹消すること。

２　監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

建設業許可における専任技術者は、営業所に常勤している必要があるため、現場への専任を求められる工事（※）における主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐として配置することはできません。（建設業法第７条第２号、第２６条第３項、建設業法施行令第２７条）

※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が４，０００万円以上（建築一式工事の場合は８，０００万円以上）となる工事

別　添

専任技術者一覧表

年　　月　　日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所の名称 | 専任技術者の氏名 | 担当業種 |
|  |  |  |